

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成29年12月19日（火曜日）

経済建設委員会

日時 平成29年12月19日（火曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業振興部、上下水道部

第147号議案

「質疑・討論・採決」

第148号議案

「質疑・討論・採決」

第177号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 柴田賢治郎 副委員長 長田共永

委員 澤田恵子 山口洋一 下江洋行 丸山隆弘（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業振興部、上下水道部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○柴田賢治郎委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、12月15日の本会議において、本委員会に付託されました第147号議案、第148号議案、及び第177号議案の3議案について、審査します。

審査は、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第147号議案 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第147号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第147号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第148号議案 新城市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第148号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第148号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第177号議案 新城市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第177号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって第177号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前9時3分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 柴田賢治郎